

業務提供誘引販売取引 (内職商法・サイドビジネス商法など)

事例

「在宅でホームページを作成する仕事をしませんか。教材を購入して学習し、当社の検定に合格すれば、仕事を紹介します」と電話があった。教材の価格が60万円と高額だったので断ったが、「教材を使って学習すれば、誰でも簡単に合格してすぐに仕事を始めることができます。『月収5万円は確実』なので、教材の支払を月々2万円のクレジット払いにすれば、収入から十分支払えます」と説得され、契約した。後日届いた契約書や資料には仕事のことは何も書かれておらず、本当に仕事を紹介してくれるかどうか心配になってきた。契約して10日経つが、解約するにはどうすればよいか。



解説

「業務提供誘引販売取引」とは、仕事を提供するので収入が得られると勧誘し、そのために必要だからと商品やサービスを契約させる取引です。この取引は、「**内職商法・サイドビジネス商法**」などと呼ばれ、「ホームページ作成内職」、「チラシ配り内職」などがあります。契約締結前や契約締結時の書面交付を義務付け、事実と異なる説明（**不実告知**）や誇大広告を禁止しています。また、契約書を受け取った日から20日以内であれば**クーリング・オフ（無条件解除（P9））**ができます。

この事例のように「月収5万円は確実」と事実と異なる説明をすることは不実告知に当たり、消費者がその説明を信じて契約した場合は、契約の取消しができます。ただし、消費者が事実関係等を立証する必要があります。

契約した会社が倒産するなどのケースもあり、**簡単に収入が得られるというような、うまい話にはくれぐれも気を付けましょう。**

特定継続的役務提供

事例

「家庭教師派遣」の広告を見て会社に電話した。後日販売員の訪問を受け、3年間の家庭教師派遣契約をした。「家庭教師の指導を受けるために購入しなければならない」と言われ、高額な教材も購入したが、家庭教師は教材をほとんど使わず、子どももやる気をなくしているので、やめたいと申し出たら「教材は使用しているので解約することはできない」と言われた。納得できない。



解説

「**特定継続的役務提供**」とは、身体の美化、知識の向上などを目的とした役務（サービス）の提供であって、政令で定める契約期間や金額を超えるものです。エステティックサービス、美容医療※、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービスの7役務が「**特定商取引法（P7）**」による規制の対象となっています。

消費者が自ら店舗などに出向いて契約した場合でも、契約書を受け取った日から8日以内であれば**クーリング・オフ（無条件解除（P9））**ができます。クーリング・オフ期間経過後でも、理由の有無を問わず**中途解約（P7）**ができ、解約料（解約金）には上限が定められています（P6の表）。また、役務に必要と言われ購入した商品が「**関連商品**」に

連鎖販売取引（マルチ商法）

事例

知人から「誰でももうかるネットワークビジネスをしないか」と誘われ、セミナーに参加した。そこで「商品を購入して会員になり、さらに会員を紹介すると奨励金がもらえる組織に入会しないか」と勧誘されて会員になり、商品はクレジットで購入した。しかし思うように勧誘ができないので、退会したいと申し出たが、数人の販売員に囲まれて説得された。もうからないまま契約してから2か月が経ってしまった。解約したい。



解説

「連鎖販売取引（マルチ商法）」とは、消費者を販売員に勧誘し、さらにその販売員がほかの消費者を販売員に勧誘していき、次々に組織を拡大していく取引です。商売の経験の少ない若者や主婦が勧誘されることが多く、不必要な商品や実体のない権利を購入させられるなどトラブルが多いのが特徴です。また、商品購入のためにクレジットや消費者金融を利用する場合もあり、これらによって多重債務に陥るケースも発生しています。

連鎖販売取引は、「特定商取引法（P7）」で広告の規制（報酬の出る根拠の具体的計算方法の明示義務や誇大広告・虚偽広告の禁止）、事実と異なる説明（不実告知）などによる不当勧誘の禁止、契約締結前は事業概要を記載した書面（概要書面）、契約締結後は契約内容を明らかにする書面（契約書面）の交付の義務付けなどの規制がされています。また、勧誘開始前に連鎖販売取引の勧誘であることと、商品・種類を告げなくてはなりません。これらの規制は末端の販売員にまで及びます。さらに契約書を受け取った日から20日以内であればクーリング・オフ（無条件解除（P9））できます。民事ルールとして中途解約権（P7）と購入商品の返品制度も規定されています。中途解約権とは、クーリング・オフ期間が過ぎてしまっても、入会后1年以内に退会した場合は、商品を受け取ってから90日以内で、商品を再販売しておらず未使用であれば、商品を返品して、購入価格の90%相当額の返金を受けることができるというものです。クレジット契約の場合は、クレジットの支払も拒絶できます。また、「絶対もうかる」と事実と異なる説明をすることは不実告知に当たり、消費者がその説明を信じて契約した場合は、契約の取消しができます。ただし、消費者が事実関係等を立証する必要があります。知人を強引に勧誘してしまい人間関係が破たんしてしまう場合もあります。被害にあわないためには「絶対もうかる」などのうまい話にはくれぐれも気を付けましょう。

特定継続的役務提供の中途解約に伴う解約料

指定されていれば、この商品についてもクーリング・オフ（無条件解除（P9））や中途解約（P7）の対象となります（契約の際には、関連商品が契約書に記載されているかを確認しましょう）。また、契約時に事実とは異なる説明を受け（不実告知）、それを信じて契約したときは、契約の取消しができます。ただし、消費者が事実関係等を立証する必要があります。広告やイメージだけでなく契約内容をよく理解し、高額・長期の契約には特に注意することが必要です。

※ 美容医療の具体的な内容：
脱毛、にきびやしみ・ほくろなど皮膚に付着しているものの除去または皮膚の活性化、脂肪の減少、歯牙の漂白など

役務（サービス）の種類	条件		事業者が消費者に請求することができる金額（解約料）	
	契約期間	契約金額	役務提供開始前	役務提供開始後
エステティックサービス	1か月を超えること	5万円を超えること	2万円	2万円または残金の10%（いずれか低い方）
美容医療			2万円	5万円または残金の20%（いずれか低い方）
語学教室	1万5000円		5万円または残金の20%（いずれか低い方）	
家庭教師	2万円		5万円または授業料の1か月分（いずれか低い方）	
学習塾	2か月を超えること		1万1000円	2万円または授業料の1か月分（いずれか低い方）
パソコン教室			1万5000円	5万円または残金の20%（いずれか低い方）
結婚相手紹介サービス			3万円	2万円または残金の20%（いずれか低い方）

役務提供開始後は、上記の解約料のほかに提供済みの役務の費用も必要になります。